

ソフトウェア使用規約

【指導者用デジタル教科書】・【学習者用デジタル教科書】※共通

※学習者用デジタル教科書（教材）（教材化オプション）など全てのラインナップを含みます。

当「ソフトウェア使用規約」（以下「本規約」という）は学校図書株式会社（以下「学校図書」という）発行の「学習者用デジタル教科書（教材）」（以下「本ソフトウェア」という）についてご購入いただいた「お客様」に適正なご使用をいただくにあたっての条件を定めたものです。本ソフトウェアのご使用にあたっては以下の規約にご同意いただき、順守されるようお願い申し上げます。

なお、本ソフトウェアのライセンス関連書類の到着後、本ソフトウェア配信サーバーへのアクセスが行われた日時をもって本規約に同意いただいたものとみなします。

第1条 使用許諾の範囲

学校図書はお客様に対し、**第6条（契約の終了）**までの期間において、以下の①から④までの条件の範囲で、本ソフトウェアの使用を許諾します。当該使用許諾は他者に譲渡・貸与することはできません。

- ① 指導者用デジタル教科書（学校フリーライセンス）をご利用のお客様は、本ソフトウェアを同一学校内の指導者用端末の通信機能を介してご使用いただけます。同一校内であれば使用する端末の台数は問いません。
- ② 学習者用（個人ライセンス）をご利用のお客様は、本ソフトウェアを児童・生徒用端末の通信機能を介してご使用いただけます。ご購入いただきましたライセンス数（児童・生徒数）の範囲内で本ソフトウェアをご利用いただけます。なお、指導者の方が学習者用をご覧になる場合も1点のライセンスが必要となります。
- ③ 本ソフトウェアは学校図書が管理運営するサーバ、または学校図書指定のサーバーなど、限定的なネットワークにおいて使用することができます。本規約はサーバーの管理者等、本ソフトウェアを扱う全ての者に適用されます。
- ④ 学校が統廃合された場合、もしくは学校運営体制に変更があった場合は対象となっただけの学校で購入履歴があれば使用可能です。事情が異なる場合は第9条（協議の対応）を以って対処するものとします。（本規約の本項で示す使用許諾範囲の変更は、各端末の学習記録などの移行に関する機能やサービスを保証するものではありません。）

第2条 禁止事項

本ソフトウェアの使用にあたり、以下の行為を禁止します。

- ① 本ソフトウェアの全部あるいは一部を、本書で許諾する範囲を超えて、販売、再使用許諾、貸与、賃貸あるいは譲渡すること。
- ② 第1条（使用許諾の範囲）で許諾される範囲を超えて、本ソフトウェアを複製すること。
- ③ 本ソフトウェアを改変、翻案、補正すること。
- ④ 本ソフトウェアの派生物を作成すること。
- ⑤ 第1条（使用許諾の範囲）②の範囲内でも、アクセス制限が行われていないWEBサーバ、ファイルサーバにて本ソフトウェアを公開し、通信を用いて使用すること。
- ⑥ 第1条（使用許諾の範囲）、および第2条（禁止事項）に定める範囲内で使用する場合以外に本ソフトウェアを構成する一部の抽出、または複製して使用すること。
- ⑦ 学習者用デジタル教科書（+教材）および、教材化オプションで教材機能を追加された学習者用デジタル教科書について教師用端末の通信機能を介して、指導者用教材として授業で使用すること。
- ⑧ 本ソフトウェアの元となっている紙の教科書の使用期間以外で使用すること。

第3条 著作権について

本ソフトウェア及び、マニュアル等に関する著作権は学校図書またはそのライセンサーに帰属します。また、本ソフトウェアに収録されている著作物の著作権は、各著作者に帰属いたします。これらは、法令により保護されています。

第4条 サポート等について

本ソフトウェアについて不具合等が発生した場合、学校図書の独自の判断に基づき、以下の対応を行います。対応情報は学校図書のホームページなどでお客様に通知します。

- ① 本ソフトウェアの元となっている紙の教科書の内容訂正や、本ソフトウェアの不具合発生に伴う更新データの提供。但し、同時点における全ての不具合についての対応（利用端末の仕様とソフトウェアの整合性など）を保証するものではありません。
- ② 社会情勢や技術の変化、その他の事情に伴う本ソフトウェアの提供内容の変更、停止、および終了。

第5条 免責事項

本ソフトウェア使用に伴い以下の項目について学校図書は責任を免除されます。

- ① 本ソフトウェアの使用、本ソフトウェアに含まれるコンテンツ表示のための通信、利用開始に伴う作業で生じた機器の破損。
- ② 本ソフトウェアの使用に必要な機器の設置・設定に関わる負担。
- ③ 本ソフトウェアに定められた仕様以外の端末、第2条（禁止事項）①から⑥のいずれかの操作に伴い、端末本体や周辺機器、および表示内容に不具合、欠陥が生じた場合の補償。

- ④ 本ソフトウェアの使用時に発生した損害（学習上の支障、授業の遅滞など）の補償。
- ⑤ 天災・事故などやむを得ない事情により提供内容の一部、または全部の中断、停止となった場合の補償。
- ⑥ 本ソフトウェアの使用に伴い直接的、間接的な損害を被る事態の発生に伴う補償・賠償。

※著作権・著作者人格権、著作隣接権ならびに肖像権その他の事由により表示内容が本ソフトウェアの元となっている紙の教科書と異なる場合があります。

第6条 契約の終了

以下の項目に該当する場合、本契約は終了となります。

- ① 本ソフトウェアのライセンス期間が終了したとき。
(ライセンス証書に記載されている「使用期間」の項目をご参照ください。)
- ② 本ソフトウェアの元となっている紙の教科書の使用期間が終了したとき。
- ③ 使用規約に違反し、勧告にもかかわらず是正が行われない場合。

第7条 準拠法および管轄裁判所等

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して法律上の紛争が生じた場合は、原則として東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第8条 輸出制限

本ソフトウェア（その技術データを含む）は、外国為替および外国貿易法、U. S. Export Administration Act を含む日本およびアメリカ合衆国の輸出管理に関する法令に基づく規制対象であり、その管理規則に違反（禁輸国への輸出に限りません）して、直接か間接かを問わず、本ソフトウェアを輸出入、移転し、または他の者に輸出入、移転させてはなりません。

お客様は、すべての当該法令を遵守することに同意するとともに、当該規則または特別許可によりアメリカ合衆国政府の許諾を受けない限り、軍事利用の最終用途を目的として本製品を使用または移転してはなりません。

第9条 協議の対応

前述の各条項に合致しない利用方法や運用の方針、事案が生じた場合はお客様と学校図書との真摯な協議と書面での合意を以って対処するものとします。